

養父市農業委員会

第32回会議録

令和7年5月23日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第32回会議録

1. 開催日時 令和7年5月23日（金曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第103号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

議案第104号 非農地証明交付申請の承認について

議案第105号 農地法5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第106号 養父市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の一部を改正する規則の改正について

報告事項

報告① 農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業に許可相当農地の転用につ

いて

報告② 農地の使用貸借の解約通知について

報告③ 農地法第3条の規定による許可申請について

報告④ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員（11名）

1番 谷垣重俊

3番 藤原健次

4番 坂本光

5番 前川章

6番 濱田房子

7番 珍坂聡

9番 山根達夫

10番 藤原義幸

11番 木下計介

12番 秋山博

13番 西谷英樹

5. 欠席農業委員（2名）

2番 吉村英之

8番 圓山満

6. 出席推進委員（6名）

15番 内田重雄

19番 藤本浩一郎

22番 上垣美由紀

23番 宇佐見孝一

24番 井上勝雄

25番 米田渡

7. 欠席推進委員（5名）

14番 小林誠

16番 齋藤隆之

17番 荒木奈見

18番 谷村昭雄

20番 栗田匡晃

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦

主幹 福垣 周作

主査 城戸 優臣

主事 西村 陽聖

事務局 : それでは、ただいまから第32回農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。午前中より現地調査委員の方、大変御苦労さんでした。皆さん大体もう農繁期の季節になりまして、それから水稲、野菜等で大変忙しくなってきたと思います。暑い日が続きますので、熱中症には皆さんお気をつけてもらいたいと思います。

先日、連休明けでしたか、池上彰さんのテレビで米価のことを言っていました。そのときに農地の話になって、売ったり、買ったり、それからものを建てたりするということに、各市町村の農業委員会の許可が要るんだという。我々からすると、テレビで農業委員会という言葉自体が出てきたことがちょっとうれしような感じもしますし、だから、テレビなんかでもだんだんそういったふうに、そういうのには農業委員会の許可が要るんだというアピールをもっともってほしいと思いました。

それと、あと、先月でしたかね、災害復旧の分で、大谷工区がありました、工事が。そして今日はまた附属でつけてもらってます高柳、それから浅間の件があります。今までみたいに、災害復旧の場合は、申請とか報告も要らないという話もしてみたいですけども、農地をいろう以上は県の仕事であろうが何であろうが、地元とか皆さんの農業委員が、把握してもらわな困るということ、県のほうにもそういうふうに伝えました。そして養父市の農業委員会のほうにも、事前報告という形で今後やってもらえんと思いますので、皆さん、普段から月に6日ですか、いろいろパトロールに行かれてると思うんですけども、もしそういった重機が入ってるとか、農地をいらってるというのがありましたら、遠慮なしに事務局のほうに一報していただきまして、申請が出とったか出てないかというのを確認していただきたいと思います。以上です。

では、本日も慎重審議よろしくをお願いいたします。

事務局 : それでは、会議の成立について報告いたします。本日の出席農業委員13名中11名の出席でございます。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は5名の出席ですので、併せて報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されております。

山根会長、お願いいたします。

山根会長 : それでは、始めさせていただきます。

養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、7番の珍坂農業委員と9番の秋山農業委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第103号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 1ページを御覧ください。議案第103号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてです。公告は令和7年8月15日を予定しています。

1、設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が24,711平方メートル、27筆、畑が12平方メートル、1筆、合計24,723平方メートル、28筆です。設定する戸数は18戸、設定を受ける戸数は6戸となっています。

次に、設定の概要ですが、種類は使用貸借権です。内容別に見ますと、使用貸借権は28筆、24,723平方メートル、うち新規が28筆、24,723平方メートルとなっています。始期は公告日からで、契約年数は10年です。詳細については、次ページ以降に記載しております。農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸し出す所有者と農地中間管理機構から借受け耕作する者を記載しております。貸借期間は全て令和18年3月31日までの10年間となっております。以上です。

山根会長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。よろしいですか。

(質 疑 な し)

山根会長： 質疑なしと認め、議案第103号を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

山根会長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第104号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 8ページを御覧ください。議案第104号、非農地証明交付申請の承認について

です。

1番、八鹿町朝倉の土地2筆で、面積が62平方メートルです。所有者は八鹿町朝倉の方で、非農地の事由としましては、昭和年月日不詳の頃から雑種地化、宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは10ページから15ページとなっております。

2番、大屋町糸原の土地3筆、宮本の土地8筆で、面積が3,022平方メートルです。所有者は大屋町宮本の方で、非農地の事由としましては、数十年以上前から山林原野化、宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは16ページから31ページとなっております。

3番、建屋の土地1筆で、面積が218平方メートルです。所有者は建屋の方で、非農地の事由としましては、昭和51年頃から宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは32ページから36ページとなっております。

4番、長野の土地1筆で、面積が115平方メートルです。所有者は神戸市灘区の方で、非農地の事由としましては、20年以上前から雑種地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは37ページから40ページとなっております。以上です。

山根会長： 事務局の説明が終わりました。

番号1番、八鹿町朝倉の件について、担当農業委員より説明を求めます。

7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。今朝から現地確認御苦労さまでした。場所につきましては、朝倉の橋ですかね、村中に入っていったとこの1軒目のところです。航空写真で見てもらったら、2か所赤枠で囲ってあるところが現地になります。現況写真は、13ページを見ていただいたら、まず、上の写真ですけども、これが、朝倉区が建てた消防機庫で、その前からコンクリート敷きになって、家の玄関まで埋まっているという格好です。下の写真の下側が玄関先になります。

もう一つが、14ページですけども、この車の置いてあるところから奥の倉庫ですか、建物を含んだところを回って農地になってる状況です。始末書にも書いてありますけども、先々代からこうなってるということで、いつからというのは分かりませんが、現況に合わせるということで申請をお願いします。

山根会長： 続いて、現地調査員の説明を求めます。

5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。本日午前中に現地を見てまいりました。1か所目、13ページのほうは、御覧いただいたとおり、また、報告がなされたとおり、コンクリ

ートがもう打設されており、とても現況に復旧できる状況ではありませんでした。

もう1か所、14ページの一番下の写真にありますように、もう1か所のほうは、もう建物が建っておりまして、ここもとても農地に復旧できるような状況ではないという形でした。したがって、始末書も提出されておりますし、非農地として妥当ではないかなというふうに思われます。以上です。

山根会長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

山根会長： 質疑なしと認め、議案第104号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

山根会長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の大屋町糸原、大屋町宮本の件について、担当農業委員より説明を求めます。

4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。まず、糸原の件につきまして御説明させていただきます。16ページ、17ページを見てください。16ページの左側の道路ですが、今まで県道として使っていましたが、現在はバイパスができて市道となっております。左上のほうは八鹿方面、下のほうが明延方面に行く市道でございます。場所は市道から東側のところにあります。

次、ここは古い家が建って、この下のほうですが、今、既に取壊しになっていますが、26ページを見ていただけますか。下の237地番、ここは、この手前に母屋が建ってまして、その向こうは倉庫、蔵みたいなのが建っていて、今現在は取壊しになっていますが、取り壊した後も、手前のほうに見える石ころがたくさん転がってまして、現況の畑に戻すことは非常に不可能だと思います。

それから、上の233、234地番のところは既に杉の木とか、雑木が生えておりまして、これも既に現状の畑に戻すことは不可能ではないかなというように思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、岩井のほうですが、18ページと19ページを御覧ください。この場所ですが、写真の右側が建屋の森集落になります。その左が宮本集落、旧

大屋町ですね、大屋町のほうになります。その間の中になります。

19ページを見てください。焼屋敷、坂ノ谷、ミヨセ谷、向岩井、岩井と散らばっていますが、これはもっと集約になっております、実際は。大屋町宮本と書かれたところ、ここの山になります。ちょっと広がっていますが、もっともっと集約した場所になります。

次に、字限図がありますが、字限図は私はよく分からないので、見ても分かりません。現地なんです、27ページを御覧ください。今丸で囲ってあるところでございます。この辺りに集まっています。それから、28ページ、29ページ、30ページ、ここが現地になっております。始末書のとおり、申請者のお父さんの叔父さんからお父さんが相続を受け、そして、お父さんの相続を受けてされたということでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

山根会長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。先ほど御説明がありましたとおり、まず、宮本のほうに關しましては、もう宮本から森に抜ける道の本当に山深いところでして、とても現地の中には入っていけないような場所でありました。したがって、もう到底田畑に戻すことは不可能だと見られます。そして、最初に説明がありました糸原のところなんです、この書類の26ページの写真を見る中で、237地番は農地でもいけるんじゃないかと思ったんですが、現地に行きますと、やはり砂利が敷き詰められておまして、もうかつて宅地だったなというのが、もう歩いてすぐ分かるような状況でした。とても農地に復旧させるのは難しいと。その上の233と234も、もう山深いところですので、ここも田畑に戻すのはちょっと不可能だと、したがって、非農地として妥当ではないかなというふうに思われました。以上です。

山根会長： 説明が終わりました。

この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

山根会長： 質疑なしと認め、議案第104号の2番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

山根会長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号3番の建屋の件について、担当農業委員より説明を求めます。

10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 10番、藤原です。今朝ほどは現地確認ありがとうございました。32ページを御覧いただきましたら、現地の上空の地図が出ております。旧建屋小学校というのが上にありますけども、こちらのほうに行けば広谷のほうに出ます。この下に赤丸で書いてあるのが、これが確認をいただく倉庫になります。33ページは、それを拡大した航空写真が出ております。で、右側に、これはお寺があります。その横の道をずっと右側に入っていくと、建屋のずっと奥の川になって、昔、戦争時分に鉾山のあったとこにたどり着く道になっております。現地図は34ページに655-1になつとるのが、この囲ってあるところが倉庫の建っておるところです。35ページがその倉庫の写真になっております。ここは、昔はブリキ屋さんをやっておられましたので、こういう大きい倉庫が要ったんじゃないかと思います。その後、亡くなったんですけども、周辺の田んぼをたくさん作っておられました。そういう状態で、そこが今度確認しましたら農地でしたので、その変更をしたいということで、36ページに始末書があります。以上です。

非農地証明のほうよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

山根会長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

6番、濱田農業委員。

濱田委員： 濱田です。失礼します。35ページの写真にありますように、もうその土地にいっぱいいっぱい倉庫が建ってしまして、これを取り壊して元に戻すということはまず不可能かと思います。先ほど藤原委員さんがおっしゃったように、このままで申請のほうを許可、よろしくお願ひしたいと思います。

山根会長： 説明が終わりました。

この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

山根会長： 質疑なしと認め、議案第104号の3番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

山根会長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号4番の長野の件について、担当農業委員より説明を求めます。

10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 続きまして、藤原です。ページは37ページ、この現地、航空写真が出ておりますけども、この鋭角になってる赤字の途中までだと思うんですけども、この写真が出とります。これ、ちょっと変ですね。イチゴのハウスがこの右側に2本出ております。39ページ、1334、これには長い矢印がないですね。これが字限図になっております。

続きまして、現地の写真が40ページに出ております。これ4枚写真があるんですけども、この中で1番、2番、3番、4番というのを囲っていただいたところが、この字限図の位置になります。この位置がちょっと草が短くなっておりますので、非農地として申請が出とるんですけども、始末書が追加に出てきてますね。平成17年頃より適切な管理を怠った結果、農地としての利用がなされずというのと、それから、ここにこいのぼりの竿が立ってるんです。ここに住んでおられる方は、ここを子供の遊び場として利用されていたように思うんですけども、今回ちょっと事情がありまして、ここを非農地として申請してということをお願いされましたので、私のほうが許可して、今日の総会に出したわけなんですけども、審議のほうよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

山根会長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。現地を見に行きました。ここの40ページの写真を見ると、間違いなく非農地のように思って現地に行ってみたんですが、草もそんなに背の高い草ではなく、土地のほうは触ってみたんですけど、若干硬いですが、これは重機まで動かなくても掘り起こすことは可能じゃないかなという判断をしております。また、この隣接地の空き家ですけど、ここに所有者のお家があります。なぜ非農地ということになるのか分かりませんが、仮に所有者が移転等をするようなことであれば、例えば4条申請とか5条申請という格好で上げられたらいいんじゃないかなというように、調査委員としては判断いたしました。非農地としては、ちょっとなるのであれば、一応今後の使用によっては、先ほど言いましたように、4条、5条申請でしたら妥当じゃないかなという判断をいたしました。以上です。

山根会長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

山根会長： 議案第104号の4番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

山根会長： 挙手は2人となりましたので、この案件につきましては、否決ということで事務局のほうに返しておきます。

続きまして、議案第105号、農地法第5条の第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 41ページを御覧ください。議案第105号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてです。

申請番号1番、養父市八鹿町朝倉の土地1筆、面積は694平方メートルです。譲渡人は養父市八鹿町朝倉の方、譲受人も養父市八鹿町朝倉の方です。譲受人は、左官、住宅設備業を営んでおりますが、使用している資機材や車両の保管場所が点在していることから、1か所に集約し効率化を図るため、露天駐車場及び露天資材置場を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは42ページから46ページです。以上です。

山根会長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の八鹿町朝倉の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項について説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域の中にある農地のため、第3種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも、事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

山根会長： 事務局の説明が終わりました。
次に、担当農業委員より説明を求めます。
7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。場所は、42ページの見取図見ていただいたら分かりますけど、サン動薬や八鹿鉄工、朝倉の入り口の信号のどこにある場所になります。43ページの航空写真で、赤丸で囲ってあるところになります。ここ、水路があるんですけども、もう周りはこちらしか田んぼがなくて、なおかつこの水路に水を送る場合には、横の川からポンプアップして水を送っているということで、とても造るのが大変だということでありました。進入路は、45ページにありますように、中央辺りで水路をまたぐ格好で造られるということで、何ら周りの営農に影響を与えるものではないと思いますので、よろしくをお願いします。

山根会長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。先ほど委員さんの説明どおりでございます。道路側に排水用の水路がありますが、これはいらわないということでございますし、特に問題ないと思います。以上です。

山根会長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。
1番、谷垣さん。

谷垣委員： 1番、谷垣です。左官業、住宅建設業で使用する車両や資材置場と今なっとんですけど、今はこの方は、自分のそういう車とか資材を置くところは、どこに置いておられるんですか。

珍坂委員： 置ける部分は家の前に置いてあります。

谷垣委員： この地図でいったらどの辺りになるんですか。分からない、それは。

珍坂委員： この地図には載ってませんが、非農地証明のやつ、10ページのところに、ここの10ページの航空写真であります、トライアル八鹿ありますよね。そこの真ん中辺ですわ。

谷垣委員： 今のこの方の事務所というか、があつて。

珍坂委員： 事務所というか自宅というか、前に車庫があって、車庫と家に庭があって、そこに軽トラックとか、そういう車庫の中に置いてあります。

谷垣委員： ああ、なるほど。何で質問したかという、以前、八鹿のところで、建設会社の方が、資材置場をするということで、こういうふうに申請上がってきたんですよ。それで、一応農業委員会では許可相当にしたんですわ。それで、何年たってからかな、2年ほどたってから、そこを造成しちゃって、下水道管とか上水道管をばっと入れて、もういつでも売れる準備ができとるような形になったんですよ。あれ、資材置場というようになってたのに、何でそういうことになるのかなど。だから、確かに申請をするときには、転用はこういう理由ですよということで、法にのっとって上がってきとるんだけど、数年たったら、もうそこが宅地のような形に変わってしまってるってことなんですよ。農業委員会としては、その辺りのところが、僕もどうも合点がいかないんだけど、そこらを毎年担当委員の人が点検されますわね。ちゃんときちっと5条申請ができてるかどうかという、途中でそういうふうに変わってしまったら、転用目的が変わってしまった場合は、もう農業委員会としてはどうすることもできない、そこをお聞きしたいなと思って。

事務局： 以前から議題に上がっていたところだと思いますが、農地法的には、許可を出した後、その許可行為が履行されて完了届が出るという段階で、農地法からは縁切りされてしまうというような状況です。ですので、その後、違う用途になったとて、農業委員会からは手が出せないということで、一応県の農業会議とかに確認したら、そういうことなんですというところ。県下の市町の農業委員会でも、何年以上はというのを設けていないようなので、そこは、なかなか縛りにくいものかなと思います。なので、一応転用のときには、そういう条件がないかどうか確認していますし、転用後、例えば数年以内に転用の違う行為にすることは、基本的にはやめてくださいと、もしそういう実行をする計画があるなら、その計画で転用を出してくださいというふうには指導をしているところですので、今回のところも一応確認させていただいたら、左官業はまだまだやっているという状況と、先ほど珍坂委員が言われていましたが、朝倉集落の中で複数分けて分散して置いておられるということで、それを集約したい、なおかつ、ここは左官業と住宅設備のほうなので、住宅を建てるほうの会社ではないというところで、分譲まではなかなか行きづらいのかなといったところで、一応受付はさせてもらってる状況です。

山根会長： ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

山根会長： 質疑なしと認め、議案第105号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

山根会長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第106号の養父市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則の改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： ちょっと薄いので別紙で準備もしておりますが、内容は同じものなんですけども、議案第106号、養父市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の一部を改正する規則の改正についてということで、内容については、ちょっと後ろのほうを御覧ください。

今年度改選の件で、農会長会とか区長会にも先日出席して説明に回っている状況なんですけども、この内容につきましては、刑法の改正というのがございまして、その施行が令和7年6月1日からとなっております。どういう刑法の改正が行われているのかといいますと、現行のところを御覧いただきますと、禁錮以上の刑というのを拘禁刑以上の刑というふうに改正をいたします。これにつきましては、刑法の改正によって、この部分、具体的に言いますと、刑法の12条ですかね、参考資料を持っとるんですけども、ここの懲役というのが拘禁刑に変わるということで、ここの部分が改正になっていると。この第4条の内容は、委員の資格審査のところでございます。応募できる人は、1、破産手続の開始の決定を受けて復権を得ない人とか、拘禁刑以上の刑に処せられ云々とか、養父市の常勤職員とか、そういったことが書いてあるんですけども、こういった内容で刑法の改正が行われるため、これに従って、当規則も改正するということとございます。なお、これは推進委員の規則なんですけども、農業委員の規則につきましては、養父市で定めている規則がありますので、それも同時に改正の手続を行っているという状況です。以上でございます。

山根会長： 事務局の説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。よろしいですか。

(質 疑 な し)

山根会長： 質疑なしと認め、議案第106号を採決いたします。本案を原案どおり決するこ

とに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

山根会長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告①農地法第5条第1項ただし書による公共事業における農地の転用について、事務局より説明を求めます。

事務局： 47ページを御覧ください。報告①農地法第5条第1項ただし書による公共事業における農地の転用についてです。

届出番号1番、養父市八鹿町高柳の土地、合計14筆、合計面積は3,105平方メートルのうち1,995.63平方メートルです。今回台帳面積より借地面積が大きいものがございます。その間に実測面積載せておりますので、この実測に基づく借地面積ということで御理解ください。地権者は大阪府守口市の方、ほか8名、事業主体は兵庫県但馬県民局（養父土木事務所）です。砂防堰堤工事に伴い、現場までの一時的に仮設道路として活用されます。事業の着手は令和7年4月から、工事の完了は令和10年3月の予定となっております。位置につきましては、49ページを御覧ください。写真下側を走っておりますのが国道9号線、右側に行きますと八鹿方面、左側に行きますと関宮方面となっております。下に市立高柳小学校、高照寺が写っております。こちらから万々谷と書かれている集落に向かっていく道のところが今回の申請地となっております。少し分かりにくいですが、緑色と白い線で囲われたところが申請地となっております。50ページ、51ページには、各字限図を載せております。字限図上でピンクに塗られたところが土地のうち借地をして事業地となる場所となっております。

52ページを御覧ください。少し見にくいですが、今度、赤色の線で書かれているところが仮設道路として施工される場所、その先に、黒くなっているところが砂防堰堤として工事される場所となっております。こちらまでの間が、令和10年3月の完了を目指して一時転用されておりますので、その届出が出ております。現場の写真が53ページに載せてありますが、ちょっと入り口付近しかございませんので、後の分は省略させていただきます。

続きまして、今日配付しました追加報告を御覧ください。届出番号2番、養父市八鹿町浅間の土地、合計4筆、合計面積は4,844平方メートルです。地権者は、養父市八鹿町浅間の方、2名、事業主体は但馬県民局（朝来土地改良センター）です。県営ため池改修工事に伴う施行ヤード及び露天駐車場として活用されます。事業の着手は令和6年10月から、事業の完了は令和10年3月の予定となっております。こちらの位置ですが、一枚めくってください。少し分か

りにくいですが、中央から右上にかけて走っているのが県道宮津養父線となっております。伊佐の地区から浅間の地区を抜け、浅間トンネルから出石に抜ける道となっております。浅間トンネルの手前、青い斜線がなっているところの濃い青に塗られているところがこのため池になります。池が2か所ございますが、出石寄りのところが峠上池、浅間寄りが峠下池となっております。2つの重ね池となっております、今回は浅間寄り側の峠下池が対象となっております。こちらの峠下池ですが、決壊すると住宅等に影響が出るということで、防災重点農業用ため池という指定があります。こちらは、随時点検を行っているんですが、その点検の際に、堤体からの漏水が見受けられ、この漏水を改修するため、県営事業としてため池の改修が行われております。

次のページに字限図を載せておりまして、その次の裏のページ、少し分かりにくいですが、上側のところが等高線ぼくなっているのがため池です。そこから下向き、緑色のところが、今度堤体を改修する部分、赤く斜線塗られている4筆が施行ヤード等に使用される農地となっております。こちらの2点につきましては、既に工事が開始されておりますが、今後は、県ということもありますので、しっかり施工前にこちらに届出いただくようお願いをしておりますので、次回からは届出前に、全ての事業、公共事業であってもいただくようにさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

山根会長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

山根会長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
続きまして、報告②農地の使用貸借の解約通知について事務局より説明を求めます。

事務局： 54ページを御覧ください。届出番号1番、大屋町糸原の土地1筆、大屋町宮本の土地1筆で、合計面積は3,040平方メートルです。貸人は埼玉県草加市の方で、借人は大屋町笠谷の株式会社です。合意解約年月日は令和7年3月15日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意によるもので、今後は別の方が耕作します。

届出番号2番、大屋町糸原の土地1筆、面積は1,890平方メートルです。貸人は大屋町糸原の方で、借人は大屋町笠谷の株式会社です。合意解約年月日は令和7年3月15日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は別の方が耕作します。

届出番号3番、大屋町夏梅の土地1筆、面積は2,606平方メートルです。貸

人は大屋町夏梅の方で、借人は大屋町笠谷の株式会社です。合意解約年月日は令和7年3月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

届出番号4番、小城の土地1筆、藪崎の土地1筆で、合計面積は2,301平方メートルです。貸人は小城の方で、借人は八鹿町高柳の株式会社です。合意解約年月日は令和7年3月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。以上です。

山根会長： 事務局の説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

山根会長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
続きまして、報告③農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局： 55ページを御覧ください。報告③農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、八鹿町浅間の土地1筆、面積が2,104平方メートルです。譲受人は八鹿町浅間の方、譲渡人は八鹿町浅間の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日は4月16日、許可日が5月1日となっています。

2番、尾崎の土地3筆、合計面積が327平方メートルです。譲受人は加古郡稲美町の方、譲渡人は豊岡市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が4月18日、許可日が4月30日となっています。この譲受人は、養父市で林業をしており、年の半分ほどこちらに住んで果樹や野菜を栽培します。

3番、船谷の土地1筆、面積が410平方メートルです。譲受人は大坪の方、譲渡人は船谷の方です。使用貸借による権利を設定しました。申請日が4月23日、許可日が5月7日となっています。

4番、船谷の土地1筆、面積が378平方メートルです。譲受人は大坪の方、譲渡人は三谷の方です。使用貸借による権利を設定しました。申請日が4月23日、許可日が5月7日となっています。

5番、八鹿町朝倉の土地1筆、面積が169平方メートルです。譲受人は八鹿町浅間の方、譲渡人は八鹿町朝倉の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が4月30日、許可日が5月7日となっています。

6番、八鹿町朝倉の土地1筆、面積が59平方メートルです。譲受人は朝倉の方、譲渡人は朝倉の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請

日が4月30日、許可日が5月7日となっています。以上です。

山根会長： 事務局の説明が終わりました。

山根会長： この件について質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

山根会長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告④農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局： 報告④農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1番、八鹿町岩崎の土地4筆、合計面積が1,628平方メートルです。申請人は八鹿町岩崎の方、取得した日が平成22年12月12日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

2番、八鹿町上小田の土地1筆、面積は33平方メートルです。申請人は八鹿町上小田の方、取得した日が平成27年5月16日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

3番、八鹿町宿南の土地11筆、合計面積が2,920.84平方メートルです。申請人は八鹿町宿南の方です。取得した日が平成7年3月3日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

4番、三宅の土地1筆、面積が213平方メートルです。申請人は三宅の方です。取得した日が令和2年2月3日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

5番、三宅の土地1筆、面積が164平方メートルです。申請人は三宅の方です。取得した日が令和2年2月3日、相続により所有権を取得しています。被相続人は記載の方となっております。以上です。

山根会長： 事務局の説明が終わりました。

この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

山根会長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

以上で第32回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 山根達夫

署名委員 珍坂 聡

署名委員 秋山 博

